

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目 2 番 20 号
発行日
毎週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
高知県税条例の一部を改正する条例	3・31 掲 示

公布された条例のあらまし

高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第 30 号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）が平成 18 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税等について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 法人の県民税
均等割の税率区分について、資本等の金額から資本金等の額に改めること。（第 47 条第 1 項）
 - (2) 法人の事業税
ア 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額によって課税すること。（第 53 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号等）
イ 資本割の課税標準を資本等の金額から資本金等の額に改めること。（第 56 条第 1 項第 1 号）
 - (3) 不動産取得税
ア 標準税率（本則 4 パーセント）を 3 パーセントとしている特例措置について、次のとおりとすること。
(ア) 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。（付則第 18 条第 1 項）
(イ) 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止する。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限り、標準税率を 3.5 パーセントとする経過措置を講ずる。（付則第 18 条及び付則第 8 項）
イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置について、その適用期限を平成 21 年 3 月 31 日まで延長し、これに関連する所要の措置を講ずること。（付則第 19 条並びに附則第 9 項及び第 10 項）
ウ 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長すること。（付則第 17 条及び付則第 7 項）
エ 次に掲げる特例措置の適用期限を平成 20 年 3 月 31 日まで延長すること。
(ア) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する。（付則第 16 条第 1 項）
(イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する。（付則第 16 条第 2 項）
(ウ) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を 5 年延長する。（付則第 21 条）
 - (4) 県たばこ税
ア 税率を、平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 105 円引き上げること。（第 90 条の 4 及び付則第 22 条第 1 項）
イ 旧三級品の紙巻きたばこに係る税率を、平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 50 円引き上げること。（付則第 22 条第 2

項)

ウ 平成18年7月1日前に売渡しが行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。(附則第11項から第16項まで)

(5) 自動車税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、軽減対象を重点化し、次のように講ずること。

(ア) 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の措置を講ずる。

α (α)及び(β)に掲げる自動車 税率の概ね100分の50を軽減する措置(付則第23条第2項)

(α) 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車((イ)において「電気自動車等」という。)

(β) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

β エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの 税率の概ね100分の25を軽減する措置(付則第23条第4項)

(イ) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車(電気自動車等並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずる。(付則第23条第1項)

α ガソリン車又はLPG車で、平成7年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

β ディーゼル車その他のαに掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する移転登録に伴い課税される自動車の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更すること。(第147条第2項及び第3項)

ウ 道路運送法(昭和26年法律第183号)の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(6) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。

(ア) (5)のアの(ア)のαの(β)の自動車について、取得価額から30万円を控除する。(付則第25条第3項)

(イ) (5)のアの(ア)のβの自動車について、取得価額から15万円を控除する。

(付則第25条第4項)

イ 車輛総重量が3.5トンを超える自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(このイにおいて「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの(このイにおいて「重量車基準適合車」という。)を取得した場合における税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合に限り、現行税率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車にあっては、100分の2)を控除した率とすること。(改正後の付則第25条第6項)

ウ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。(改正前の付則第25条第6項)

エ その他所要の規定の整備を行うこと。

(7) 軽油引取税

ア 仮特約業者及び特約業者の指定の取消しの要件として、次のとおり加えること。(第183条の3第4号から第6号まで及び第9号並びに第183条の5第4号から第6号まで及び第9号)

(ア) 徴税吏員又は総務省の職員による質問検査を拒否したこと等

(イ) 情を知って不正軽油の原材料等を提供又は運搬したこと。

イ 仮特約業者及び特約業者の欠格要件として、関税法(昭和29年法律第61号)等の規定による通告処分を受け、その通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であることを加えること。(第183条の2第6号及び第183条の4第3号)

ウ その他所要の規定の整備を行うこと。

(8) 会社法(平成17年法律第86号)の制定に伴う所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

(1) この条例中2の(3)のウ、2の(6)のエ及び2の(7)のウは公布の日から、2の(8)は平成18年5月1日から、2の(7)のα及びβは同年6月1日から、2の(4)は同年7月1日から、2の(5)のウは規則で定める日から、その他は同年4月1日から施行することとした。

(2) この条例中2の(3)のウは、平成17年4月1日から適用することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年 3 月31日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第30号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項の表 1 の項中「資本の金額又は出資金額と法人税法第 2 条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の 3 に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法第 2 条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額」に、「次号から第 4 号までにおいて「資本等の金額」を「以下「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に、「次号から第 4 号までにおいて同じ」を「次項から 4 の項までにおいて同じ」に改め、同表 2 の項から 4 の項までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第52条第 2 号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第53条第 1 項第 1 号イ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第 3 号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第 2 項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第 4 項中「中法人に関する規定をこれに」を「の規定を」に改める。

第56条第 1 項第 1 号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第 3 号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第 2 項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第57条第 3 項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第58条第 1 項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第 1 号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第 3 項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第 4 項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第 1 号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第63条第 1 項中「、生命保険業若しくは損害保険業」を「若しくは保険業」に改め、同条第 3 項中「本項」を「この項」に改める。

第63条の 2 中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第90条の 4 中「793円」を「898円」に改める。

第144条第 1 項第 3 号アの(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）」に改める。

第147条第 2 項中「又は第13条」及び「（法第150条第 4 項本文の規定に該当するものを除く。）」を削り、同条第 3 項中「又は第13条」を削る。

第183条の表 3 の項から 7 の項までを次のように改める。

3	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者で施行規則で定めるもの	電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備（以下この条において「電気通信設備」という。）で施行規則で定めるものの電源の用途（通常の電力の供
---	---	--

		給が断たれた場合その他施行規則で定める場合の用途に限る。次項、5の項及び7の項において同じ。)
4	警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者	警察の用に供する電気通信設備の電源の用途
5	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者	放送法第2条第1号に規定する放送の用に供する施設で施行規則で定めるものの電源の用途
6	自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車と同条第3項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で施行規則で定めるものの電源又は動力源の用途
7	消防庁及び地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途

第183条の表中 8 の項を削り、 9 の項を 8 の項とし、10の項を 9 の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、同表21の項中

「3 エチレン、プロピレン及びブチレンの製造工程における分解ガス圧縮装置の用途

4 ポリプロピレンの製造工程における物性改良及びアモルファスポリマーの粘性低下の用途

」を

「3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良及びアモルファスポリマーの粘性低下の用途

」に改め、同項を同表20の項とし、同表中22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、同表24の項中「許可」を「規定による登録」に改め、同項を同表23の項とし、同表中25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、27の項を削り、28の項を26の項とし、29の項を27の項とし、30の項を28の項とし、31の項を29の項とし、32の項を30の項とし、33の項を31の項とし、34の項を32の項とする。

第183条の 2 第 4 号中「役員」を「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 7 号において同じ。）」に改め、同条第 6 号中「含む。）」を「含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和32年法律第37号）及び特別と

ん税法（昭和32年法律第38号）において準用する場合を含む。」に改める。

第183条の3中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同条第5号中「又は法」を「又は」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

（9） 法第700条の22の3第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたこと。

第183条の3中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

（4） 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項若しくは第700条の25第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第700条の8第3項若しくは第700条の25第2項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

（5） 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項又は第700条の25第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

（6） 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第700条の25第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（仮特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

第183条の5第10号中「第700条の11の2第1項」を「第700条の14の3第1項」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第9号を第13号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「又は法」を「又は」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

（9） 法第700条の22の3第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたこと。

第183条の5中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

（4） 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項若しくは第700条の25第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第700条の8第3項若しくは第700条の25第2項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

（5） 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項又は第700条の25第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

（6） 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第700条の8第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第700条の25第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。)

第188条第1項中「営業」を「事業」に改め、同条第2項第1号中「営業を」を「事業を」に改め、同号工中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改め、同項第2号中「営業」を「事業」に改める。

第199条の2の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

付則第7条第1項中「利益の配当（所得税法第92条第1項）を「剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。）」、利益の配当（同条第1項）に、「）、剰余金の分配」を「）、剰余金の分配（同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。））」に改め、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める。

付則第12条中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

付則第16条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

付則第17条中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

付則第18条の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「不動産の」「住宅又は土地の」に改め、同条第2項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

付則第19条第1項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同条第3項中「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第19条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第19条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」」に改め、同項の表を削る。

付則第21条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

付則第22条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

付則第23条第1項中「この条において」を削り、「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

（2） 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

付則第23条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及び法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるものに対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日

までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

付則第23条第3項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（第5項並びに付則第25条第3項及び第4項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「、室素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度（第5項並びに付則第25条第3項及び第4項において「低室素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成17年室素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第4項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち室素酸化物の排出量が平成17年室素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものとして施行規則で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第144条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

付則第23条第5項中「低燃費車のうち、室素酸化物の排出量が低室素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち室素酸化物の排出量が平成17年室素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち室素酸化物の排出量が低室素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち室素酸化物の排出量が平成17年室素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの」に改め、同条第6項を削る。

付則第25条第1項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「電気自動車等」に改め、同条第2項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改め、同条第3項中「優良低燃費車のうち、」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低室素酸化物排出許容限度」を「平成17年室素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に、「前項」を「前2項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、同条第4項中「優良低燃費車のうち室素酸化物の排出量が低室素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低室素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で」を「平成17年室素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので」に、「前2項」を「前3項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「20万円」を「15万円」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 道路運送車両法第40条第3号に規定する車輛総重量が3.5トンを超える自動車（軽油

を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第1項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第179条の5及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第179条の5又は前条に定める率から100分の1（室素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める室素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにおいては、100分の2）を控除した率とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第183条の表の改正規定、第183条の2第4号の改正規定、第183条の3第5号の改正規定（「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）並びに第183条の5第5号の改正規定（「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）及び同条第10号の改正規定（「第700条の11の2第1項」を「第700条の14の3第1項」に改める部分に限る。）並びに付則第17条及び第25条第2項の改正規定並びに附則第7項の規定 公布の日

（2） 第188条の改正規定並びに第199条の2の見出し及び同条第1項の改正規定並びに付則第7条第1項の改正規定 平成18年5月1日

（3） 第183条の2第6号の改正規定、第183条の3の改正規定（同条第5号の改正規定（「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）を除く。）及び第183条の5の改正規定（同条第5号の改正規定（「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）及び同条第10号の改正規定（「第700条の11の2第1項」を「第700条の14の3第1項」に改める部分に限る。）を除く。） 平成18年6月1日

（4） 第90条の4の改正規定及び付則第22条の改正規定並びに附則第11項から第16項までの規定 平成18年7月1日

（5） 第144条第1項第3号アの(ア)の改正規定 規則で定める日

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）付則第17条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

（県民税に関する経過措置）

3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同

じ。)による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

- 5 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第53条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。
（不動産取得税に関する経過措置）

- 6 次項から附則第10項までに定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第17条の規定は、平成17年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 8 この条例による改正前の高知県税条例付則第18条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。

- 9 新条例付則第19条第1項及び第2項の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 10 新条例付則第19条第3項の規定は、平成18年1月1日以後の新条例第86条の2第1項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（県たばこ税に関する経過措置）

- 11 平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 12 指定日前に高知県税条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第91条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第8条第2項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

（1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円

（2）新条例付則第22条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

- 13 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記

載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。

（1）所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

（2）前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

（3）その他参考となるべき事項

- 14 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

- 15 附則第12項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第90条の3第2項中「前項」とあるのは「高知県税条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第30号）附則第12項」と、新条例第93条の5第1項中「、申告書」とあるのは「、高知県税条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第30号）附則第13項の規定による申告書（次項において同じ。）」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第91条、第92条の2、第92条の3及び第93条の規定を除く。）を適用する。

- 16 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第12項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第93条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添えなければならない。

（自動車税に関する経過措置）

- 17 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 18 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。